

問合せに対する回答

業務名：岡崎市暮らしの便利帳協働発行事業

番号	様式	項目	問合せ内容	回答
1	募集要領	6 企画提案書の提出等	記載すべき事項を網羅していれば、項目の提案順序の変更は可能ですか。	項目の提案順序の変更は不可とします。
2	募集要領	6 企画提案書の提出等	『別紙「評価基準表」を参考に、次の項目を記載』とありますが、業務体制を示す内容として担当者氏名や所属部署名は『提案者を識別できる情報』には該当しないという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書	3 役割分担	業務の一部再委託として、配布業務のみ再委託することは可能ですか。	可能です。
4	仕様書	6 発行部数	182,000部に、広告掲載者への見本誌提供としての部数（500部程度）は含まれますか。含まれない場合、適当数を加えた部数を提案することは可能ですか。	182,000部に広告掲載者への見本誌提供としての部数（500部程度）は含まれます。
5	仕様書	12（3）	「市が必要と認めた時は、正誤表又は訂正用シールを作成し、市へ納品すること。ただし、冊子の配布（転入者用を含む）を終了するまでの間とする。」とありますが、課名変更等の軽微な修正や、新規情報の追加などについては正誤表又は訂正用シールの作成を免除していただくことは可能でしょうか。また、免除されない場合、発行事業者には非がないケース（機構改革に伴う担当課の名称変更など）での正誤表又は訂正用シール作成に要する費用はどのようにお考えですか。	原稿の校了後に発覚した記載誤りなどは、住民サービスへの影響を考慮し正誤表又は訂正用シールの作成が必要か否かの判断を行います。ただし、原稿の校了後に発生した要因によるもの（校了後の課名変更等の軽微な修正や校了後の新規情報の追加など）については、正誤表又は訂正用シールの作成は不要とします。